

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7399)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	185,690	185,690	0			185,690		
トータルコスト	186,470千円 (前年度 186,467千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	県住宅供給公社への住宅管理事務 (入居等の受付、修繕ほか) の委託							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する63団地、3,357戸について、鳥取県住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務</p> <p>(2) 委託先・委託料等 委託先: 鳥取県住宅供給公社 委託期間: 5年間 (平成26年度～平成30年度) 委託料総額: 928,450千円</p>								
鳥取県住宅供給公社 運営費	779	754	25				779	
トータルコスト	1,559千円 (前年度 1,531千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	公社指導・監督及び負担金事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済組合の県負担金。								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
被災者向け民間賃貸住宅借上げ事業	888	888	0				888							
トータルコスト	1,668千円 (前年度 1,665千円) [正職員: 0.1人]													
主な業務内容	民間賃貸住宅の借上げ													
工程表の政策目標(指標)	-													
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により本県へ避難した世帯の住環境確保のため、民間賃貸住宅の借り上げを行う。</p> <p>2 事業内容 借上げ民間賃貸住宅の家賃の支払 対象世帯 2世帯 12か月分</p>														
とっとりの美しい街なみづくり事業	1,400	2,720	△1,320				1,400							
トータルコスト	2,960千円 (前年度 4,273千円) [正職員: 0.2人]													
主な業務内容	周知説明、補助金事務													
工程表の政策目標(指標)	-													
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 市町村及び地域住民による街なみ環境整備事業において、民間住宅等の修景整備に係る所有者の負担を軽減することで、とっとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進する。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県街なみ環境整備等促進事業 街なみや景観の保全にかかる国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する費用の一部について助成する。(市町村への間接補助)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/9、国1/3、市町村1/3、所有者2/9</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>・住宅等修景 (工事費のうち外観に係る経費) ・建築整備等修景 (屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) ・外構修景 (門、塀等)</td> </tr> <tr> <td>実施見込</td> <td>1市: 7件</td> </tr> </table>									補助率	県1/9、国1/3、市町村1/3、所有者2/9	対象事業	・住宅等修景 (工事費のうち外観に係る経費) ・建築整備等修景 (屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) ・外構修景 (門、塀等)	実施見込	1市: 7件
補助率	県1/9、国1/3、市町村1/3、所有者2/9													
対象事業	・住宅等修景 (工事費のうち外観に係る経費) ・建築整備等修景 (屋外に露出している空調設備等の隠ぺい等) ・外構修景 (門、塀等)													
実施見込	1市: 7件													

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

1目 住宅管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
まちづくり推進事業 連絡調整費	416	416	0	200			216	
トータルコスト	14,452千円 (前年度 14,393千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	個別相談・情報提供等、周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村による街なみ環境整備事業及び都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)(いずれも社会資本整備総合交付金の基幹事業)の適正な執行に資する。</p> <p>また、地域の景観まちづくり団体の活動をサポートし、地域の景観資源を活用した、地域が主体のまちづくり活動を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 市町村等が実施する次の国補助事業における指導監督及び必要な事務を行う。</p> <p>ア 街なみ環境整備事業</p> <p>イ 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)</p> <p>(2) 景観まちづくり団体の活動サポート</p> <p>ア 相談対応及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体の相談対応を通じて、活動に係る課題、ニーズを把握するとともに、必要に応じて県の支援策等の情報提供を行う。</li> <li>・団体概要及び活動等を取りネットに掲載する。</li> <li>・メーリングリストを活用した適時の情報提供及び情報交換。</li> </ul> <p>イ 意見・情報交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体の活動発表、情報共有及び連携体制の構築に資する場を設けることにより活動の促進、円滑化を図る。</li> </ul> <p>ウ 活動団体の情報発信</p>								
住まいまちづくり課 管理運営事業	31,676	41,627	△9,951			(雑入) 8	31,668	
トータルコスト	31,676千円 (前年度 41,627千円) [正職員: 0.0人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
課内、各地方機関及び各種関係機関への連絡・調整及び実施事業に要する事務的経費。								
〔廃止〕 県営住宅管理システム 改修事業	0	19,288	△19,288					
トータルコスト	0千円 (前年度 △19,288千円)							

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる 支援事業	437,850	315,707	122,143	77,000			360,850	
トータルコスト	449,547千円 (前年度 327,355千円) [正職員: 1.5人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設等を促進するため、県内業者等を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

(1) 住宅新築への支援 (最大(上限)100万円/戸、予算額: 278,800千円)

- ・県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、基本支援として定額2万円/戸の支援を行う。
- ・県産材を10m<sup>3</sup>以上使用した場合、使用量に応じた段階的な上乗せの支援項目を設けるほか、子育て世帯等への支援として新たに三世代同居等への支援を行う。
- ・基本支援及び上乗せ支援により、最大(上限)100万円/戸の支援を行う。

※改正要旨: 木造住宅が一定程度普及してきていることを踏まえ、一戸当たりの県産材利用の量的な拡大を促進するため、県産材及び県産規格材について、使用量に応じた段階的な支援制度への見直しを行う。また、子育て世帯等に対する支援を一層充実させるため、三世代同居等への支援を創設する。

区分	支援内容	予算額(千円)
【改正】 基本支援	県内事業者により木造一戸建住宅を新築する場合、定額2万円/戸(5万円→2万円)	11,000
【改正】 県産材活用支援	10m <sup>3</sup> 以上の県産材を使用する場合、定額40万円/戸(45万円→40万円)	175,600
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。		
【新設】 県産材中規模 加算支援	20m <sup>3</sup> 以上の県産材を使用する場合、定額8万円/戸	5,600
県産材大規模加算支援	25m <sup>3</sup> 以上の県産材を使用する場合、定額5万円/戸	2,000
【改正】 県産規格材活用支援	県産規格材1万円/m <sup>3</sup> ただし、県産材の使用量に応じて最大額は次のとおり。 ・県産材10m <sup>3</sup> 以上使用した場合、最大10万円 ・県産材20m <sup>3</sup> 以上使用した場合、最大13万円 ・県産材25m <sup>3</sup> 以上使用した場合、最大15万円 (最大15万円→段階的な最大額10万円、13万円、15万円)	43,600
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額20万円/戸(手刻み/下見板張/左官仕上/日本瓦葺/木製建具)	16,000
【改正】 子育て世帯等支援・三世代同居等支援	住宅を新築する世帯が子育て世帯等に該当する場合、定額10万円/戸 上記を満たし、かつ新たに三世代同居等する世帯に該当する場合、定額15万円/戸	25,000

(2) 住宅改修等への支援 (最大 (上限) 50万円/戸、予算額: 23,250千円)

- ・一定量以上の県産材を活用して既存住宅の改修等を行う場合、県産材の使用量に応じた支援を行う。
- ・伝統的な技術の活用や子育て世帯等、一定の要件を満たす場合の上乗せの支援項目を設ける。
- ・基本支援及び上乗せ支援により、最大 (上限) 50万円/戸の支援を行う。

※改正要旨: 県産材活用支援の拡充や子育て世帯等への支援を創設し、より使いやすい制度への見直しを行う。

区分	支援内容	予算額 (千円)
【改正】 県産材活用支援	県産材を使用する場合、次の単価に応じて最大25万円/戸 ・構造材、下地材で0.3m <sup>3</sup> 以上使用する場合、2万円/m <sup>3</sup> ・内・外装の仕上げ材で1m <sup>2</sup> 以上使用する場合、4千円/m <sup>2</sup> (2万円/m <sup>3</sup> →使用部位に応じて2万円/m <sup>3</sup> 、4千円/m <sup>2</sup> )	16,250
上記の支援に加え、以下の要件を満たせば上乗せ支援を行う。		
伝統技術活用支援	次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、施工面積に応じて最大15万円/戸 (大工技能/左官技能/建具技能)	4,500
【新設】 子育て世帯等支援・三世代同居等支援	住宅を改修等する世帯が子育て世帯等に該当する場合、定額5万円/戸 上記を満たし、かつ新たに三世代同居等する世帯に該当する場合、定額10万円/戸	2,500

(3) 平成27年度交付決定 (平成28年度支払) 分 (予算額: 129,800千円)

(4) 工務店等への支援 (補助率: 1/2 (上限500千円/件)、予算額: 6,000千円)

建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携し (うち1社以上はとっとり住まいる支援事業の設計又は施工実績が必要)、県産材を活用した木造住宅の良さ等を普及する場合、その活動への支援を行う。

3 これまでの取組状況

- ・平成26年度から住宅取得者を幅広く支援するため、「環境にやさしい木の住まい助成事業」を全面的に見直し、利用しやすい制度とした。
- ・平成27年度から県産材の利用を一層促すため、新築に係る上乗せ支援に大規模加算支援 (25m<sup>3</sup>以上定額5万円) を追加した。
- ・平成27年度12月末現在の交付決定件数 (677件) は、昨年度同期 (498件) から大幅に増加している。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7412)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	債務負担行為 185,237  1,135,272		債務負担行為 185,237  △477,901	債務負担行為 80,655  487,084	債務負担行為 98,000 <624,000>  624,000	(雑入) 40	債務負担行為 6,582  24,148	県負担額 648,148

トータルコスト 1,171,923千円 (前年度 1,649,669千円) [正職員: 4.7人 非常勤職員: 4.0人]

主な業務内容 企画立案、交付金事務等

工程表の政策目標(指標) -

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅(約1,700戸)のうち全面的な改善が適当と判断された住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデルを実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善(断熱・省エネ改修等)または、個別の修繕を実施する。

2 主な事業内容

(1) 建替等整備事業 777,164千円

団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
余子	境港市誠道町	鉄筋コンクリート造4階建	24	解体工事(2期)
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善(7期)工事、設計(8期)
緑町第1	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	48	全面的改善(2期)工事、(3期)工事
緑町第2	鳥取市立川町	鉄筋コンクリート造4階建	24	全面的改善設計(1期)
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(2期)工事、設計(3期)
永江	米子市永江	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(3期)工事

(2) 大規模改修事業 347,614千円

- ・外壁・屋上改修工事(末恒第二団地他 計7団地9棟)
- ・バリアフリー改修工事(材木町団地集会所他 計3棟)
- ・エレベーター改修工事(6基)
- ・給湯器浴槽取替工事(浜坂第一団地)
- ・集会所建替工事(末恒第二団地)

(3) その他(非常勤職員人件費等) 10,494千円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県地域住宅計画に基づき整備・改修事業を計画的に実施している。
- ・地域住宅計画Ⅱ期の5カ年計画(H23~27)では、全面的改善時の一層のコスト縮減及び省エネ改修の手法によるエコ改善事業に取り組んだ。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	1,440	1,440	0	720			720	
トータルコスト	3,000千円 (前年度 2,993千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	制度広報、関係機関連絡調整、事業実施状況管理、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>民間事業者による障がい者向け賃貸住宅（鳥取県地域優良賃貸住宅）の供給を推進し、民間資源を活用した障がい者の居住安定・住環境向上を図ることにより、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県の認定を受けた鳥取県地域優良賃貸住宅を運営する民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃減額に要する費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象戸数 3戸</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会を設置し、22年度にかけて整備対象地域及び住宅の整備基準等を検討した。</li> <li>・平成22年度にモデル事業として、3戸の供給の認定及び住戸のバリアフリー化等に伴う改修事業を実施し、平成23年度に完了した。</li> <li>・平成23年度から地域優良賃貸住宅の管理を行う事業者に対し家賃の減額助成を行っている。</li> </ul>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
鳥取県居住支援協議会 活動支援事業	8,580	8,711	△131	3,861		2,357	2,362	
トータルコスト	10,140千円 (前年度 10,264千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	運用、居住支援協議会との調整等							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅確保に配慮を要する高齢者、障がい者等 (以下「住宅確保要配慮者」という。) の住生活の安定と向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。

2 主な事業内容

鳥取県居住支援協議会の活動に係る経費の一部を支援する。

区分	内容
事業主体	鳥取県居住支援協議会
補助金額	8,580千円
補助率	10/10 (国45%、県27.5%、4市27.5%)
補助対象経費	○協議会事務局に係る人件費、旅費及び事務所費 ○あんしん賃貸相談員に係る人件費及び旅費等 ○会議、セミナー等の開催に係る経費 ○普及啓発及び広報に係る経費

【居住支援協議会の主な活動内容】

①あんしん賃貸住宅、協力不動産店及び支援団体の登録

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒否しない民間賃貸住宅及び事業に協力する不動産店、支援団体を登録し、協議会会員その他関係団体との連携により広く情報提供する。
- ・登録された協力不動産店が住宅確保要配慮者の入居相談に応じ、あんしん賃貸住宅への円滑な入居を支援する。

②あんしん賃貸支援事業相談員の配置

- 協議会会員である (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会が東・中部で1名、西部で1名、計2名の専任相談員を配置する。
- 事業の一元的窓口として相談・問合せ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び住宅確保要配慮者の円滑な入居を包括的に推進する。

3 これまでの取組状況・改善点

- ・平成21年度に (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会及び (公社) 全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備した。
- ・平成21年度より、専任相談員を (公社) 鳥取県宅地建物取引業協会への委託により配置している。(東・中部1名、西部1名)
- ・平成24年11月には、住宅セーフティネット法に基づく鳥取県居住支援協議会を、県・市町村、居住支援団体、不動産団体により設立し、関係者間で情報共有を行い課題を協議する体制を整備した。
- ・また、平成25年度から実施主体を当該協議会に移行した。
- ・平成26年度に、4市に協議会活動に係る経費負担を求める協定を締結した。

<登録戸数と相談件数の推移>

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
登録戸数 (戸)	641	641	921	1,021	1,069	1,179 (120棟) (12月末時点)
相談件数 (件)	92	125	189	194	178	206 (12月末時点)



平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
鳥取エコハウス推進事業	1,190	1,180	10	535			655					
トータルコスト	1,970千円（前年度 1,957千円）[正職員：0.1人]											
主な業務内容	鳥取エコハウスの普及推進											
工程表の政策目標(指標)	-											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県産材を多用し、本県の気候・風土に適した住宅として開発した鳥取県型環境配慮住宅（鳥取エコハウス）の普及を図り、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取エコハウス推進協議会が取り組む鳥取県型環境配慮住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェア展示（委託料）</td> <td>プロダクト住宅を体感できるモデルルーム（組立移動式）の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に林業者、製材業者、設計者、工務店など住まいづくりに関わる川上から川下までの事業者で構成する鳥取エコハウス推進協議会を設立し、住宅の設計、供給体制の構築及び木造住宅向けの県産材規格材の開発等に取り組み、平成24年度には、モデルルーム（組立移動式）を製作した。</li> <li>平成25年以降は、協議会の運営を民間主体とし、基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣伝の実施等の活動を支援している。</li> </ul>									項 目	内 容	フェア展示（委託料）	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム（組立移動式）の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。
項 目	内 容											
フェア展示（委託料）	プロダクト住宅を体感できるモデルルーム（組立移動式）の展示を、木の住まいフェア主催者である鳥取県木造住宅推進協議会に委託する。											
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	70,157	86,877	△16,720	35,077			35,080					
トータルコスト	72,496千円（前年度 89,207千円）[正職員：0.3人]											
主な業務内容	補助金交付事務、認定事業者への管理等の指導											
工程表の政策目標(指標)	-											
事業内容の説明												
<p>知事が認定した高齢者向け優良賃貸住宅を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃補助</td> <td>入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・4団地 181戸（国1/2、県1/2）</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	家賃補助	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・4団地 181戸（国1/2、県1/2）
区 分	内 容											
家賃補助	入居者の家賃負担軽減のため、家賃の一部を補助する。 ・4団地 181戸（国1/2、県1/2）											

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線7364)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	28,037	21,562	6,475	18,630			9,407	
トータルコスト	29,597千円 (前年度 23,115千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、国との調整、市町村指導、調査統計							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、償還推進に要する事務的経費等に対して助成する。

2 主な事業内容

住宅新築資金等貸付金の償還が最大25年の長期に及ぶため、市町村の事務費負担軽減を図る。また、一定の要件を満たし、回収不能債権として認定された債権及びその利子に対して助成を行う。

区分	予算額	内容
償還推進助成事業費	27,946千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収業務に要する費用の財政負担の軽減 (回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等)</li> <li>回収不能となった債権及びその利子の補填 【助成対象】: 14市町 (要件: 償還未了、財政力指数0.8未満) 【負担割合】: 国1/2、県1/4、市町村1/4</li> </ul>
償還推進指導費	91千円	市町村の回収率の向上を図るための研修会の開催
合計	28,037千円	

※住宅新築資金等貸付事業

歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の改善を図るため、同地域において宅地取得、住宅新築、住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。

(「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年(当県は平成8年)をもって終了し、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。)

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7390)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
個人住宅建設資金貸付事業	3,105	4,720	△1,615			(貸付金元利収入) 3,105		
トータルコスト	3,105千円 (前年度 4,720千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。                      (継続分のみ) 平成28年度予定残高: 15,435千円、貸付件数: 45件</p>								
融 資 対 象		貸付利率		融資限度額		返済期間		
公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者		公庫基準金利 +0.5%		新築・購入: 400万円 改良 : 200万円		新築・購入: 20年以内 改良 : 10年以内		
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業	4,987	5,748	△761			(貸付金元利収入) 4,987		
トータルコスト	4,987千円 (前年度 6,525千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>鳥取県西部地震による被災住宅の建替等に係る住宅融資を受ける者に対し、金融機関と協調して上乗せ融資を行う。(継続分のみ) 平成27年度予定残高: 10,841千円、貸付件数: 8件</p>								
対象者	公庫等から住宅資金を借受けた者であって住宅資金の不足する者							
貸付限度額	・建設 400万円 (20年償還、据置なし) ・補修 200万円 (10年償還、据置なし)							
貸付利率	2.1%							

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業	3,000	3,000	0	1,350			1,650	
トータルコスト	3,780千円 (前年度 3,777千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の風土に根ざした木造住宅に関する技能・伝統・文化を次世代に引き継ぐため、大手住宅メーカーに比べ商品力・営業力が脆弱な県内の木造住宅生産者団体等の活動を支援し、企画力の向上を図るとともに、県民に広く木造住宅の魅力を伝えることにより、県産材の需要拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>木造住宅生産者団体等が行う木造住宅の普及及び県産材の需要拡大、伝統技術の普及継承、県民の住文化の向上等に資する取組に対して助成する。(補助率: 1/2)</p>								
住宅金融支援機構審査受託等事務費	268	268	0			(受託事業収入) 250	18	
トータルコスト	4,167千円 (前年度 4,151千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	住宅金融支援機構審査受託業務、住宅相談受付、関連諸制度の広報							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
住宅金融支援機構の災害関連貸付に係る設計及び工事審査を受託する。								
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	29,706	29,674	32			(財産収入) 29,706		
トータルコスト	30,486千円 (前年度 30,451千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	基金の積立業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県被災者住宅再建支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで、被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>自然災害により、住宅に著しい被害を受けた地域の被災者に対して交付する支援金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。</p> <p>平成24年度で積立額が条例で目途としている20億円に到達したことから、平成25年度以降の拠出を一旦停止し、基金運用による利息収入のみを積み立てる。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県住生活基本計画改訂版策定事業	3,887	4,619	△732	1,943			1,944	
トータルコスト	7,006千円 (前年度7,725千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	検討会の開催、業務委託に係る発注事務及び受注業者への指導							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき、鳥取県住生活基本計画(平成18年度策定。平成23年度改訂)を現状に踏まえて見直し、改訂する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県住生活基本計画見直し検討会の開催(456千円)

平成25年度に実施した鳥取県住生活総合調査等の結果に基づき、現状の住宅環境、住生活の現状を把握し、課題分析や成果指標の再設定等の検討を行うため、住宅関係事業者や福祉団体、学識経験者等を交えて検討会を開催する。(H28年度開催回数: 3回)

(2) 鳥取県住生活基本計画改訂版策定業務委託(3,431千円)

鳥取県住生活基本計画改訂版策定のため、下記に掲げる業務の外部委託を行う。

- ・ 現行鳥取県住生活基本計画の成果検証
- ・ 住環境の現状と課題分析
- ・ 主要施策、成果指標、展開すべき具体的な施策の提案

3 これまでの取組状況

鳥取県住生活基本計画を平成18年度に策定し、平成23年度に改訂を行った。

※鳥取県住生活基本計画

平成18年6月に制定された住生活基本法に基づき、国が策定した住生活基本計画(全国計画)に即して、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的事項を定めたもの。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7364)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」 活バリモデル助成事業	1,200	1,950	△750	405			795	
トータルコスト	2,760千円 (前年度 3,503千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書等の審査、補助金交付決定、中間確認・完成検査、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官及び建具技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することにより、職人技の活用を創出し、伝統技能の継承及び空き家・空き店舗など既存ストックの有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

○助成要件

【基本助成】県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士(大工・左官・建具)が行う10万円以上の改修工事であること。

【追加助成】基本助成要件を満たした上で、改修部分の床面積が7㎡以上の内部改修又は外部改修を伝統技能のうち2種以上を活用して施工すること。

ただし、各要件に規定する面積の2倍以上の改修を行う場合は1種でも可。

○補助率等：基本助成：1/2(県1/2、所有者1/2)、上限50千円

追加助成：1/2(国1/2×45%、県1/2×55%、所有者1/2)、上限450千円

○対象経費：基本助成：大工、左官又は建具技能士が施工する改修工事に係る経費

追加助成：伝統技能のうち2種(1種)以上の活用に係る経費

○補助対象項目及び補助単価：下表のとおり

補助対象項目			補助単価	
	基本助成	県内に主たる事務所を有する業者に所属する、又は個人である一級又は二級の技能士が行う10万円以上の改修工事	50千円/㎡	
追加助成	外部	大工技能(外壁・羽目板)	県産材を使用して見付け面積で10㎡以上下見板張りとしたもの	13千円/㎡
		左官技能(外壁・漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により10㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
		左官技能(塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で10㎡以上仕上げるもの	12千円/㎡
	内部	大工技能(室内造作)	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7㎡以上仕上げるもの	11千円/㎡
		左官技能(漆喰)	小舞等下地の上に湿式工法により7㎡以上仕上げるもの	13千円/㎡
		建具技能	県内に本拠地を置く建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3㎡以上使用するもの	19千円/㎡

3 これまでの取組状況、改善点

- ・業界からの要望を受け、平成25年度に本制度を創設した。
- ・平成26年度、27年度にそれぞれ業界等の意見を参考に技能士要件の緩和や対象工事の拡大等の改正を行った。

平成28年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部生活環境事務所 (0857-20-3676)

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山国定公園シカ 食害防止対策事業	1,512	1,429	83	756			756	
トータルコスト	3,072千円 (前年度 2,982千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	受託者との連絡調整、関係法令手続き							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 氷ノ山国定公園におけるシカの食害対策として、シカの個体数管理を行い、生物多様性の保全を図る。</p> <p>2 主な事業内容 氷ノ山国定公園の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、電気柵の設置によりサンカヨウ(希少植物)群落を保全するとともに、くくりわな設置によりシカを捕獲・駆除する。</p>								

平成28年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所地域振興局 (0859-31-9372)

4目 環境保全費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	422	422	0				422	
トータルコスト	1,982千円 (前年度 1,975千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託料・電気代の支払、関係団体との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>平成19年度に設置した県立大山駐車場の融雪装置の維持管理を行う。</p>								



平成28年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所生活環境局 (0859-31-9320)

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森保全事業	7,663	10,504	△2,841	3,218		(財産収入) 654	3,791	
トータルコスト	8,443千円 (前年度 11,281千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	管理委託契約事務、施設維持補修事務、関係機関との調整、許認可事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、観察路の維持管理、営巣環境整備等を実施する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
事業	予算額	内 容						
営巣環境整備	7,427	アカマツ林の更新伐及び伐木の売却、松食い虫被害木の駆除						
維持管理	236	観察路等の維持管理委託(草刈り等)						
計	7,663							
大山自然歴史館管理運営費	31,792	31,847	△55				31,792	
トータルコスト	34,911千円 (前年度 34,953千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務の執行管理、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県立大山自然歴史館の充実した施設運営を図るため、指定管理者による管理運営等を実施する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	予算額	内 容						
指定管理委託料	31,639	指定管理者：一般社団法人大山観光局 指定期間：5年(平成24年4月1日～平成29年3月31日) 委託料総額：156,437千円						
指定管理候補者審査委員会の開催	153	次期管理候補者の審査を行うための委員会を実施する。(3回分)						
計	31,792							

平成28年度当初予算に関する調

予算関係

生活環境部(単位:千円)

事業名	平成27年度 6月補正後予算額 (A)	平成28年度 当初計上予算額 (B)	財源内訳				B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一般公共事業	308,051	575,239	563,166			12,073	186.7%	県費負担 12,073	
水道事業	0	506,166	505,666			500	皆増	県費負担 500	鳥取市、岩美町、若桜町、大山町、伯耆町、江府町
農業集落排水事業	284,051	60,073	53,000			7,073	21.1%	県費負担 7,073	
県営農業集落排水事業	-	-							
団体営農業集落排水事業	284,051	60,073	53,000			7,073	21.1%	県費負担 7,073	東郷(鳥取市)、小田(倉吉市)、旭南(三朝町)
公園事業	24,000	9,000	4,500			4,500	37.5%	県費負担 4,500	長寿命化計画の策定(燕趙園、米子駅前 だんだん広場)
単 県 公 共 事 業	109,830	146,066		<21,700> 31,000		115,066	133.0%	県費負担 136,766	
農業集落排水事業	-	-							
県営農業集落排水事業	-	-							
団体営農業集落排水事業	-	-							
公園事業	109,830	146,066		<21,700> 31,000		115,066	133.0%	県費負担 136,766	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園
計 (一般公共+単独)	417,881	721,305	563,166	<21,700> 31,000		127,139	172.6%	県費負担 148,839	
天神川流域下水道事業	273,439	288,530	163,500	<21,504> 64,000	(負担金) 60,750	(繰入金) 280	105.5%	県費負担 21,784	天神浄化センター
生活環境部合計	691,320	1,009,835	726,666	<43,204> 95,000	60,750	127,419	146.1%	県費負担 170,623	

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。  
備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源または繰入金の金額を加算したものである。

# 平成28年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	平成28年度 事業費 (千円)	平成28年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業(水道)【新規】	鳥取市	27~28	337,142 (1,463,140)	簡易水道統合	285,000 (1,042,750)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事業(水道)【新規】	岩美町	27~36	118,887 (358,000)	水道管路耐震化	28,333 (85,000)	水道管路耐震化
生活基盤施設耐震化等事業(水道)【新規】	若桜町	27~36	190,257 (603,000)	簡易水道統合	53,500 (160,501)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事業(水道)【新規】	大山町	28	15,400 (38,500)	簡易水道統合	15,400 (38,500)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事業(水道)【新規】	伯耆町	28	59,000 (150,000)	簡易水道統合	59,000 (150,000)	簡易水道統合
生活基盤施設耐震化等事業(水道)【新規】	江府町	27~29	74,667 (248,860)	簡易水道統合	63,933 (191,800)	簡易水道統合
団体営 農業集落排水事業【新規】	とうごう 東郷 (鳥取市)	28~31	250,400 (500,800)	処理施設: 改築1箇所 管路: L=5,930m ポンプ施設: 5箇所	21,500 (43,000)	管路: L=610m 測量試験費: 1式
団体営 農業集落排水事業	こだ 小田 (倉吉市)	26~28	60,955 (121,910)	処理施設: 改築1箇所 ポンプ制御盤: 33箇所	22,500 (45,000)	処理施設: 改築1箇所 ポンプ制御盤: 10箇所 測量試験費: 1式
団体営 農業集落排水事業【新規】	あさひみなみ 旭南 (三朝町)	28	9,000 (18,000)	処理施設: 改築1箇所 警報装置: 1箇所	9,000 (18,000)	処理施設: 改築1箇所 警報装置: 1箇所 測量試験費: 1式
単県 都市公園維持費【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市)	28	81,494	施設修繕: 8箇所	81,494	施設修繕: 8箇所
単県 都市公園維持費【新規】	とうごうこほわい 東郷湖羽合 りんかしてうえん 臨海公園 (湯梨浜町)	28	21,072	施設修繕: 5箇所	21,072	施設修繕: 5箇所
単県 都市公園維持費【新規】	えんちようえん 燕趙園 (湯梨浜町)	28	10,000	施設修繕: 2箇所	10,000	施設修繕: 2箇所
単県 都市公園維持費【新規】	よなごえきまえ 米子駅前だ んだんひろば んだん広場 (米子市)	28	4,000	施設修繕: 1箇所	4,000	施設修繕: 1箇所
単県 布勢総合運動公園機能向上推進事業【新規】	ふせ 布勢 (鳥取市)	28	29,500	工事: 3箇所	29,500	施設修繕: 3箇所
合計	14地区		1,261,774 (3,502,210)		704,232 (1,774,551)	上段 : 県予算 下段( ): 市町村事業費

(注) 国の認証等により変更になる場合がある。

平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	2款 総務費							
	うち生活環境部							6項 防災費
	2項 企画費			3項 交通対策費			1項 総務費	
			1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費		1目 防災総務費	
1 報酬	540,986	7,921	5,629		1,237	4,392	2,292	2,292
2 給料	2,917,486	14,996	14,996	14,996				
3 職員手当等	4,480,023	7,720	7,720	7,720				
4 共済費	1,159,905	6,654	6,276	5,576		700	378	378
5 災害補償費	500							
6 恩給及び退職年金	20,848							
7 貸金	36,107							
8 報償費	275,238	978	978		978			
9 旅費	245,932	1,775	710		429	281	1,065	1,065
費用弁償	29,291	341	341		169	172		
普通旅費	164,106	1,203	138		29	109	1,065	1,065
特別旅費	52,535	231	231		231			
10 交際費	3,600							
11 需用費	567,117	4,731	1,372		76	1,296	3,359	3,359
12 役務費	547,332	1,598	285		140	145	1,313	1,313
13 委託料	5,153,053	11,528	363			363	11,165	11,165
14 使用料及び賃借料	679,370	242	242		23	219		
15 工事請負費	2,359,459	111,900					111,900	111,900
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	141,271	30	30			30		
19 負担金、補助及び交付金	8,018,430	20,713	20,414		12,748	7,666	299	299
20 扶助費								
21 貸付金								
22 補償、補填及び賠償金	2,000							
23 償還金、利子及び割引料	170,200							
24 投資及び出資金								
25 積立金	3,130,311							
26 寄附金								
27 公課費	361							
28 繰出金								
予備費								
計	30,449,529	190,786	59,015	28,292	15,631	15,092	131,771	131,771
財源								
内								
財	国庫支出金	2,151,426	131,501				131,501	131,501
源	地方債	3,028,000						
内	その他	4,012,222	439	428	408	20	11	11
訳	一般財源	21,257,881	58,846	58,587	28,292	15,223	259	259

平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費				
	款項目	うち生活環境部			
		1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	7目 消費者支援対策費	
1 報酬	416,577	10,564	10,564	300	10,264
2 給料	1,578,329	18,745	18,745		18,745
3 職員手当等	906,467	9,650	9,650		9,650
4 共済費	628,292	8,846	8,846		8,846
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 貸金	3,417	2,644	2,644		2,644
8 報償費	76,218	4,052	4,052	284	3,768
9 旅費	66,991	4,533	4,533	547	3,986
費用弁償	10,423	986	986	57	929
普通旅費	35,937	1,805	1,805	305	1,500
特別旅費	20,631	1,742	1,742	185	1,557
10 交際費					
11 需用費	187,096	4,154	4,154	513	3,641
12 役務費	86,188	2,985	2,985	685	2,300
13 委託料	3,038,558	56,027	56,027		56,027
14 使用料及び賃借料	80,010	2,331	2,331	195	2,136
15 工事請負費	195,155				
16 原材料費					
17 公有財産購入費	100				
18 備品購入費	26,337	20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	35,427,873	33,474	33,474	13,141	20,333
20 扶助費	1,754,614				
21 貸付金	36,080	200	200		200
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料	60,026				
24 投資及び出資金					
25 積立金	262,540	19	19		19
26 寄附金	1,250				
27 公課費	94				
28 繰出金	3,180				
予備費					
計	44,835,392	158,244	158,244	15,665	142,579
財源					
国庫支出金	2,822,638	58,813	58,813		58,813
地方債	91,000				
その他	3,643,432	75	75		75
一般財源	36,278,322	99,356	99,356	15,665	83,691

平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費							
		うち生活環境部						
		1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費		
			1目 公衆衛生総務費	3目 予防費	6目 衛生環境研究所費		1目 環境衛生総務費	
1 報酬	170,337	68,447	20,750		14,586	6,164	47,697	
2 給料	1,514,596	764,796	127,466	127,466			337,410	337,410
3 職員手当等	872,906	402,515	67,280	67,280			180,623	180,623
4 共済費	586,348	294,637	50,738	47,396	2,336	1,006	132,379	125,460
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金	13,446							
8 報償費	53,517	19,078	410		231	179	18,668	
9 旅費	74,933	30,029	5,212		832	4,380	24,817	
費用弁償	8,878	3,707	275		197	78	3,432	
普通旅費	36,358	16,574	4,193		380	3,813	12,381	
特別旅費	29,697	9,748	744		255	489	9,004	
10 交際費								
11 需用費	251,259	106,901	45,165		2,897	42,268	61,736	
12 役務費	66,911	30,396	5,886		2,842	3,044	24,510	
13 委託料	1,044,006	558,969	99,827		26,160	73,667	459,142	
14 使用料及び賃借料	74,651	42,681	4,515		100	4,415	38,166	
15 工事請負費	153,155	153,155	37,266		4,143	33,123	115,889	
16 原材料費	500	500					500	
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	44,646	34,936	13,887		1,076	12,811	21,049	
19 負担金、補助及び交付金	5,213,051	1,103,568	3,111		3,004	107	1,100,457	
20 扶助費	1,404,822							
21 貸付金	1,049,512							
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料	19,134							
24 投資及び出資金								
25 積立金	473,164	13,920					13,920	
26 寄附金	54,250	20,050					20,050	
27 公課費	43							
28 繰出金								
予備費								
計	13,135,187	3,644,578	481,513	242,142	58,207	181,164	2,597,013	643,493
財源								
国庫支出金	2,549,844	750,410					750,410	5,371
地方債	57,000	35,000	35,000			35,000		
その他	779,339	160,348	1,825		1,602	223	158,523	68,343
一般財源	9,749,004	2,698,820	444,688	242,142	56,605	145,941	1,688,080	569,779

平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費				
		うち生活環境部				
		2項 環境衛生費			3項 保健所費	
		2目 食品衛生指 導費	3目 環境衛生連 絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1	報酬	2,555	310	44,832		
2	給料				299,920	299,920
3	職員手当等				154,612	154,612
4	共済費	350		6,569	111,520	111,520
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金					
8	報償費	10,528	97	8,043		
9	旅費	4,951	603	19,263		
	費用弁償	136	38	3,258		
	普通旅費	2,525	565	9,291		
	特別旅費	2,290		6,714		
10	交際費					
11	需用費	20,639	1,914	39,183		
12	役務費	3,447	771	20,292		
13	委託料	16,141	1,178	441,823		
14	使用料及び賃借料	2,878	628	34,660		
15	工事請負費			115,889		
16	原材料費			500		
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	8,774	432	11,843		
19	負担金、補助及び交付金	19,960	24,957	1,055,540		
20	扶助費					
21	貸付金					
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金			13,920		
26	寄附金			20,050		
27	公課費					
28	繰出金					
	予備費					
	計	90,223	30,890	1,832,407	566,052	566,052
財	国庫支出金	3,405	8,066	733,568		
源	地方債					
内	その他	46,286	2,807	41,087		
訳	一般財源	40,532	20,017	1,057,752	566,052	566,052

平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	6款 農林水産業費									
	款項目	うち生活環境部								
			1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費		
			6目 農作物対 策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費		
1 報酬	370,882	8,429						8,429	8,429	
2 給料	2,410,607	3,749				3,749	3,749			
3 職員手当等	1,250,017	1,930				1,930	1,930			
4 共済費	946,415	2,704				1,394	1,394	1,310	1,310	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金	660									
8 報償費	47,410	789						789	789	
9 旅費	98,439	1,194	292	180	112			902	902	
費用弁償	6,074	223						223	223	
普通旅費	82,218	645	292	180	112			353	353	
特別旅費	10,147	326						326	326	
10 交際費										
11 需用費	501,862	7,358	337	50	287			7,021	7,021	
12 役務費	132,968	778	178	130	48			600	600	
13 委託料	1,791,343	34,837						34,837	34,837	
14 使用料及び賃借料	156,088	2,025	193	140	53			1,832	1,832	
15 工事請負費	3,366,722									
16 原材料費	3,687									
17 公有財産購入費	54,600									
18 備品購入費	64,902	77						77	77	
19 負担金、補助及び交付金	10,866,019	117,590				111,823	111,823	5,767	5,767	
20 扶助費										
21 貸付金	564,212									
22 補償、補填及び賠償金	201,455									
23 償還金、利子及び割引料	126,845									
24 投資及び出資金	10									
25 積立金	695,156									
26 寄附金										
27 公課費	338									
28 繰出金	207,831									
予備費										
計	23,858,468	181,460	1,000	500	500	118,896	118,896	61,564	61,564	
財	国庫支出金	6,500,109	82,711	159		159	77,000	77,000	5,552	5,552
源	地方債	1,784,000								
内	その他	2,930,338	4,197	77		77			4,120	4,120
訳	一般財源	12,644,021	94,552	764	500	264	41,896	41,896	51,892	51,892



平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費						
	款項目	うち生活環境部					
		2項 工鉱業費	1目 工鉱業総務費		4目 計量検定費	3項 観光費	
1目 観光費							
1 報酬	97,226	14,501				14,501	14,501
2 給料	453,629	11,247	11,247	11,247			
3 職員手当等	233,530	5,790	5,790	5,790			
4 共済費	213,219	6,173	4,182	4,182		1,991	1,991
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金							
8 報償費	688,845	1,294	54		54	1,240	1,240
9 旅費	83,098	3,013	700		700	2,313	2,313
費用弁償	18,121	544				544	544
普通旅費	51,373	2,410	700		700	1,710	1,710
特別旅費	13,604	59				59	59
10 交際費							
11 需用費	62,329	7,034	800		800	6,234	6,234
12 役務費	50,860	3,573	531		531	3,042	3,042
13 委託料	575,634	23,029				23,029	23,029
14 使用料及び賃借料	155,692	6,051	1,042		1,042	5,009	5,009
15 工事請負費	9,419	7,000				7,000	7,000
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	10,302	6,702				6,702	6,702
19 負担金、補助及び交付金	9,978,460	43,998	16		16	43,982	43,982
20 扶助費							
21 貸付金	575,057						
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料	332,492						
24 投資及び出資金	1,500						
25 積立金							
26 寄附金							
27 公課費	35						
28 繰出金	9,048						
予備費							
計	13,530,375	139,405	24,362	21,219	3,143	115,043	115,043
財源							
内 国庫支出金	13,271	11,351				11,351	11,351
内 地方債							
内 その他	977,050	4,111	3,811	668	3,143	300	300
内 一般財源	12,540,054	123,943	20,551	20,551		103,392	103,392

平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	8款 土木費							
		うち生活環境部						
			1項 土木管理費			5項 都市計画費		
			1目 土木総務費	4目 建築指導費		1目 都市計画総務費		
1 報酬	302,643	37,636	310		310	598	490	
2 給料	1,964,476	221,191	18,745	18,745		11,247	7,498	
3 職員手当等	1,014,831	113,875	9,650	9,650		5,790	3,860	
4 共済費	776,785	86,124	6,970	6,970		4,182	2,788	
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金								
8 報償費	9,985	2,141	36		36	2,015		
9 旅費	48,718	6,886	323		323	1,696	91	
費用弁償	4,417	1,030	223		223	525	91	
普通旅費	42,304	5,318	64		64	670		
特別旅費	1,997	538	36		36	501		
10 交際費								
11 需用費	832,049	59,859	1,509		1,509	818		
12 役務費	170,028	12,918	75		75	1,072		
13 委託料	7,741,043	909,332	2,071		2,071	518,655		
14 使用料及び賃借料	249,607	21,959	1,479		1,479	4,876		
15 工事請負費	18,902,239	1,275,356				117,408		
16 原材料費	9,636							
17 公有財産購入費	995,798							
18 備品購入費	301,530	27,812	32		32	27,680		
19 負担金、補助及び交付金	7,971,014	835,311	171,053		171,053	21,237		
20 扶助費								
21 貸付金	8,092	8,092						
22 補償、補填及び賠償金	1,470,843	12,968						
23 償還金、利子及び割引料	5,500							
24 投資及び出資金								
25 積立金	29,706	29,706						
26 寄附金								
27 公課費	8,759							
28 繰出金	1,880	1,880				1,880		
予備費								
計	42,815,162	3,663,046	212,253	35,365	176,888	719,154	14,727	
財	国庫支出金	12,282,272	645,825	3,599		3,599	7,778	189
源	地方債	14,649,000	655,000				31,000	
内	その他	1,646,618	782,906	3,066		3,066	21,954	581
訳	一般財源	14,237,272	1,579,315	205,588	35,365	170,223	658,422	13,957

平成28年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費					生活環境部 合計	
	うち生活環境部						
	5項 都市計画費		6項 住宅費				
	3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費		
1 報酬	108		36,728	27,760	8,968	147,498	
2 給料	3,749		191,199	191,199		1,034,724	
3 職員手当等	1,930		98,435	98,435		541,480	
4 共済費	1,394		74,972	73,572	1,400	405,138	
5 災害補償費						0	
6 恩給及び退職年金						0	
7 貸金						2,644	
8 報償費	2,015		90		90	28,332	
9 旅費	935	670	4,867	4,684	183	47,430	
費用弁償	434		282	150	132	6,831	
普通旅費		670	4,584	4,534	50	27,955	
特別旅費	501		1		1	12,644	
10 交際費						0	
11 需用費		818	57,532	57,482	50	190,037	
12 役務費		1,072	11,771	11,741	30	52,248	
13 委託料	518,454	201	388,606	301,786	86,820	1,593,722	
14 使用料及び賃借料	4,347	529	15,604	15,584	20	75,289	
15 工事請負費	117,408		1,157,948	135,198	1,022,750	1,547,411	
16 原材料費						500	
17 公有財産購入費						0	
18 備品購入費	27,680		100		100	69,577	
19 負担金、補助及び交付金	6,510	14,727	643,021	85,519	557,502	2,154,654	
20 扶助費						0	
21 貸付金			8,092		8,092	8,292	
22 補償、補填及び賠償金			12,968		12,968	12,968	
23 償還金、利子及び割引料						0	
24 投資及び出資金						0	
25 積立金			29,706		29,706	43,645	
26 寄附金						20,050	
27 公課費						0	
28 繰出金		1,880				1,880	
予備費						0	
計	684,530	19,897	2,731,639	1,002,960	1,728,679	7,977,519	
財	国庫支出金	4,500	3,089	634,448	7,843	626,605	1,680,611
源	地方債	31,000		624,000		624,000	690,000
内	その他	21,373		757,886	717,441	40,445	952,076
訳	一般財源	627,657	16,808	715,305	277,676	437,629	4,654,832

# 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
1目 企画総務費	
給 料・一般職員	4人
2目 計画調査費	
報 酬・景観審議会委員	15人
・景観形成巡視員	14人
・屋外広告物審議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・全国景観会議負担金	40
・鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	12,708
3目 交通対策費	
報 酬・交通事故相談員	2人
・交通安全対策会議委員	7人
負担金、補助及び交付金・鳥取県交通対策協議会補助金	5,806
・認知症等高齢運転者対策ネットワーク構築事業補助金	360
・認知症等高齢運転者対策モデル事業補助金	1,500
6項 防災費	
1目 防災総務費	
報 酬・放射能分析員	1人
負担金、補助及び交付金・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
・災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業補助金	259
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
報 酬・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金・地域安全フォーラム開催補助金	541
・性暴力被害者支援連携事業補助金	7,677
・安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業費補助金	4,923
7目 消費者支援対策費	
給 料・一般職員	5人
報 酬・非常勤職員	1人
・不当取引専門指導員	1人
・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	11人
・苦情処理部会委員	4人
・消費生活審議会委員	13人
・特殊詐欺撲滅リーダー	1人
・消費者教育支援員	1人
負担金、補助及び交付金・中部消費生活センター施設管理費負担金	144
・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,191
・消費者団体等活動支援補助金	1,300
・市町村消費者行政推進交付金	17,698
貸 付 金・訴訟費用貸付金	200
積 立 金・消費者行政活性化基金積立金	19
4款 衛生費	
1項 公衆衛生費	
1目 公衆衛生総務費	
給 料・一般職員	34人
3目 予防費	
報 酬・狂犬病予防技術員兼動物愛護技術員	6人
・動物適正飼養推進員	1人
・狂犬病評価人	2人
・鳥取県動物愛護推進協議会委員	8人

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	・全国動物管理関係事業所協議会会費	25
	・動物愛護センター施設費補助金	379
	・鳥取県動物福祉推進事業補助金	550
	・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金	2,050
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・非常勤職員	3人
	・衛生環境研究所外部評価委員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金	15
	・地方衛生研究所全国協議会負担金	38
	・全国環境研協議会負担金	46
	・衛生微生物技術協議会会費	8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	90人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・非常勤職員	1人
	・食の安全推進会議委員	12人
	・ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人鳥取県食品衛生協会補助金	1,913
	・鳥取県HACCP適合施設認定取得支援補助金	18,000
	・全国食肉衛生検査所協議会負担金	47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・クリーニング師試験委員	7人
	・鳥取県生活衛生営業審議会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長会年会費負担金	7
	・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	16,136
	・生活衛生営業振興事業補助金	1,064
	・公衆浴場確保対策費市町村補助金	3,750
	・理美容学校魅力向上支援事業補助金	4,000
4目 環境保全費		
報 酬	・環境審議会委員	30人
	・鳥取県公害審査委員	5人
	・環境影響評価審査会委員	13人
	・省エネ・再エネ設備検討会委員	5人
	・地下水研究プロジェクト委員	6人
	・放射能調査専門家会議委員	4人
	・湖山池環境モニタリング委員会委員	10人
	・産業廃棄物適正処理推進指導員	3人
	・使用済物品放置防止対策指導員	2人
	・廃棄物審議会委員	7人
	・鳥取砂丘レンジャー	2人
	・鳥取砂丘景観保全推進員	2人
	・外来種検討委員会委員	10人
	・大山歴史自然館次期指定管理者審査委員	4人
	・自然保護監視員	5人
	・非常勤職員	6人
	負担金、補助 及び交付金	・こどもエコクラブ活動支援補助金
・鳥取県環境推進企業協議会会費		10
・グリーン購入ネットワーク会費		10
・電源立地地域対策交付金		72,073
・再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金		18,500
・再生可能エネルギー発電事業支援補助金		82,190
・非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金		15,000
・非住宅用蓄電池導入促進補助金		1,250

項 目		金額(千円)等
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・木質バイオマス熱利用推進補助金	34,000
	・バイオマス燃料化促進補助金	900
	・家庭用薪ストーブ等導入補助金	3,960
	・家庭用コージェネレーションシステム導入促進補助金	5,400
	・家庭用蓄電池等導入促進補助金	2,000
	・家庭用太陽熱利用機器導入促進補助金	2,120
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	96,000
	・次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金	3,000
	・環境保全活動支援事業補助金	1,000
	・地域エネルギー社会推進事業補助金	18,900
	・電気自動車充電インフラ整備補助金	3,100
	・(仮称)水素エネルギーコンソーシアム負担金	56,000
	・合併処理浄化槽設置費補助金	12,110
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・旧太宝鉱山鉱害防止事業費補助金	610
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・ラムサールシンポジウム実行委員会負担金	2,000
	・中海SUPフェスティバル実行委員会負担金	5,800
	・中海バイク&ラン実行委員会負担金	1,000
	・米子湾における水質浄化実証実験支援補助金	5,000
	・海藻刈りによる栄養塩循環システム構築支援補助金	4,000
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,775
	・生活基盤施設耐震化等交付金	505,166
	・鳥取県4R推進交付金	22,361
	・Let's4R実践活動推進補助金	1,000
	・不法投棄廃棄物処理事業補助金	6,000
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金への補助金	3,381
	・低濃度PCB汚染機器等処理推進補助金	4,500
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	50,714
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,500
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,870
	・とっとり自然の豊かさと山の魅力発信事業補助金	7,000
	積立金 鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立金	13,920
	寄附金 鳥取大学大学院工学研究科寄附講座開設寄附金	20,050
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	80人
6款 農林水産業費		
3項 農地費		
2目 土地改良費		
給料	・一般職員	1人
負担金、補助及び交付金	・農業集落排水事業費補助金	53,000
	・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業費補助金	34,823
	・低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金	24,000
4項 林業費		
9目 狩猟費		
報酬	・ツキノワグマ追跡調査員	3人
	・特定鳥獣保護管理検討会委員	17人
	・非常勤職員	1人
	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	6人
負担金、補助及び交付金	・ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	965
	・銃猟者育成支援補助金	2,075
	・若手猟師参入促進補助金	2,727

項 目		金額(千円)等
7款 商工費		
2項 工鉱業費		
1目 工鉱業総務費		
給 料	・一般職員	3人
4目 計量検定費		
負担金、補助 及び交付金	・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費		
1目 観光費		
報 酬	・非常勤職員 ・非常勤専門員 ・立体映像上映監視員 ・外国人観光客誘致事業推進員 ・県政ジオバイザリースタッフ ・山陰海岸ジオパーク映像資料制作審査会委員	1人 2人 2人 2人 1人 2人
負担金、補助 及び交付金	・山陰海岸ジオパーク補助金 ・鳥取砂丘検定実行委員会負担金 ・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金 ・岩美町立渚交流館拡充整備支援補助金 ・鳥取砂丘新発見伝事業負担金	1,500 250 2,417 29,815 10,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
1目 土木総務費		
給 料	・一般職員	5人
4目 建築指導費		
報 酬	・建築審査会委員 ・建築士審査会委員	5人 5人
負担金、補助 及び交付金	・全国建築審査会協議会負担金 ・日本建築行政会議負担金 ・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 ・伝統建築技能者団体支援事業補助金 ・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金 ・耐震化支援環境整備事業補助金 ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 ・バリアフリー環境整備促進事業補助金 ・福祉のまちづくり推進事業補助金 ・空き家対策支援事業補助金 ・鳥取県老朽危険空き家等除却支援事業補助金 ・都道府県宅地建物取引業法主管者協議会負担金 ・アスベスト撤去支援事業補助金	48 450 45 3,500 104,618 1,000 6,021 500 26,598 4,000 6,000 24 18,249
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	2人
報 酬	・開発審査会委員	7人
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
報 酬	・鳥取流緑化スタイルガーデン・デザインコンテスト審査員	4人
負担金、補助 及び交付金	・一般社団法人日本公園緑地協会会費 ・中国「道の駅」連絡会会費 ・全国「道の駅」連絡会会費 ・花と緑のフェア実行委員会負担金 ・地域緑化活動育成支援補助金 ・花と緑のまちづくり支援事業補助金	100 40 20 1,350 4,000 1,000

項 目		金額(千円)等
4目	下水道費	
	負担金、補助及び交付金	・公共下水道推進基金造成事業補助金 14,727
	繰出金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金 1,880
6項	住宅費	
1目	住宅管理費	
	給料	・一般職員 51人
	報酬	・県営住宅家賃納付指導員 6人 ・県営住宅管理人 234人 ・非常勤職員 1人
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県とつとりの美しい街なみづくり事業補助金 1,400 ・住宅市街地整備推進協議会負担金 20 ・下水道・集落排水受益者負担金 859 ・国有資産等所在市町村交付金 80,361 ・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金 779 ・簡易水道整備負担金 2,100
2目	住宅建設費	
	報酬	・非常勤職員 4人 ・鳥取県住生活基本計画見直し検討会委員 12人
	負担金、補助及び交付金	・とっとり住まいる支援事業補助金 431,850 ・企業間連携活動支援事業補助金 6,000 ・地域優良賃貸住宅供給促進事業補助金 1,440 ・日本住宅協会負担金 18 ・ケーブルテレビ加入負担金 3,022 ・公共住宅事業者等連絡協議会負担金 350 ・水道負担金 3,939 ・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金 8,580 ・「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助金 1,200 ・木造住宅生産者団体活動支援事業補助金 3,000 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金 70,157 ・住宅新築資金等貸付助成補助金 27,946
	貸付金	・個人住宅建設資金貸付金 3,105 ・鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付金 4,987
	積立金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金 29,706



継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳			一般財源							
					特定財源										
					国庫支出金	地方債	その他								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
2総務費	6防災費	原子力環境センター機能強化事業費	28	115,726	115,726						115,726	115,726		23.0	
			29	387,871	387,871								387,871		77.0
			計	503,597	503,597							115,726	115,726	387,871	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度 EV・FCV公用車導入事業費	13,193			平成29年度から 平成33年度まで	13,193				13,193
平成28年度 再生可能エネルギー活用可能性 調査事業補助	補助金総額18,500千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額から 平成28年度に交付し た額を差し引いた額			平成29年度	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 再生可能エネルギー発電事業補 助	補助金総額82,190千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額から 平成28年度に交付し た額を差し引いた額			平成29年度から 平成30年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 地域エネルギー利活用計画策定 事業補助	補助金総額6,000千円を 限度として、平成28年度 に交付決定した額から 平成28年度に交付した 額を差し引いた額			平成29年度	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 地域エネルギー社会構築事業補 助	補助金総額12,000千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額から 平成28年度に交付し た額を差し引いた額			平成29年度	限度額に同じ				限度額に同じ
平成28年度 産業廃棄物実態調査業務委託	6,264			平成29年度から 平成32年度まで	6,264				6,264
平成28年度 米子駅前だんだん広場植栽管理 業務委託	744			平成29年度から 平成30年度まで	744				744

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成28年度 全国都市緑化よこはまフェア出展 業務委託	千円 1,000		千円		千円 平成29年度 1,000	千円	千円	千円	千円 1,000
平成28年度 津波避難施設整備促進基金造成 補助	6,000			平成29年度から 平成38年度まで	6,000				6,000
平成28年度 県営住宅エレベータ点検業務委 託	1,820			平成29年度	1,820			1,820	
平成28年度 公営住宅整備事業費	185,237			平成29年度	185,237	80,655	98,000		6,582
平成28年度 とっとり住まいる支援事業補助	補助金総額302,050千円 を限度として、平成28年 度に交付決定した額か ら平成28年度に交付し た額を差し引いた額			平成29年度	限度額に同じ				限度額に同じ

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度 鳥取大学大学院工学研究科寄附 講座開設事業費	84,700	平成27年度	4,950	平成28年度から 平成32年度まで	79,750				79,750
平成27年度 EVカーシェアリング事業費	14,208			平成28年度から 平成32年度まで	14,208				14,208
平成27年度 EV・PHV公用車導入事業費	25,207			平成28年度から 平成32年度まで	25,207				25,207
平成27年度 再生可能エネルギー発電事業補 助				平成28年度から 平成29年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成20年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	98,400	平成21年度から 平成27年度まで	76,524	平成28年度から 平成29年度まで	21,876				21,876
平成20年度 公共下水道推進基金造成補助	58,274	平成21年度から 平成27年度まで	45,311	平成28年度から 平成29年度まで	12,963				12,963
平成21年度 農業集落排水事業推進基金造成 補助	23,365	平成22年度から 平成27年度まで	15,576	平成28年度から 平成30年度まで	7,789				7,789
平成21年度 公共下水道推進基金造成補助	40,554	平成22年度から 平成27年度まで	27,036	平成28年度から 平成30年度まで	13,518				13,518

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度 農業集落排水事業推進基金造成補助	15,366	平成23年度から 平成27年度まで	8,535	平成28年度から 平成31年度まで	6,831				6,831
平成22年度 公共下水道推進基金造成補助	22,527	平成23年度から 平成27年度まで	12,515	平成28年度から 平成31年度まで	10,012				10,012
平成23年度 農業集落排水事業推進基金造成補助	592	平成24年度から 平成27年度まで	260	平成28年度から 平成32年度まで	332				332
平成23年度 公共下水道推進基金造成補助	20,781	平成24年度から 平成27年度まで	9,236	平成28年度から 平成32年度まで	11,545				11,545
平成24年度 公共下水道推進基金造成補助	11,160	平成25年度から 平成27年度まで	3,720	平成28年度から 平成33年度まで	7,440				7,440
平成25年度 公共下水道推進基金造成補助	9,369	平成26年度から 平成27年度まで	2,082	平成28年度から 平成34年度まで	7,287				7,287
平成27年度 大気測定局日常管理業務委託	9,304			平成28年度から 平成29年度まで	9,304				9,304
平成27年度 衛生環境研究所庁舎機械警備業務委託	3,306			平成28年度から 平成30年度まで	3,306	342			2,964

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度 廃棄物不法投棄対策広域監視シ ステム賃借料	1,296			平成28年度から 平成29年度まで	1,296				1,296
平成25年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館 管理委託	245,315	平成26年度から 平成27年度まで	98,126	平成28年度から 平成30年度まで	147,189				147,189
平成25年度 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園管 理委託	598,630	平成26年度から 平成27年度まで	239,452	平成28年度から 平成30年度まで	359,178				359,178
平成25年度 燕趙園管理委託	368,235	平成26年度から 平成27年度まで	147,294	平成28年度から 平成30年度まで	220,941				220,941
平成25年度 鳥取県立布勢総合運動公園管理 委託	1,369,030	平成26年度から 平成27年度まで	547,612	平成28年度から 平成30年度まで	821,418				821,418
平成27年度 米子駅前だんだん広場清掃業務 委託	1,822			平成28年度から 平成29年度まで	1,822				1,822
平成24年度 山陰海岸ジオパーク映像資料投 影機器賃借料	11,037	平成25年度から 平成27年度まで	6,823	平成28年度から 平成29年度まで	4,214				4,214
平成25年度 山陰海岸ジオパーク映像資料投 影機器賃借料	239	平成26年度から 平成27年度まで	130	平成28年度から 平成29年度まで	109				109

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度 山陰海岸学習館消防設備保守点 検業務委託	141	平成27年度	44	平成28年度から 平成29年度まで	97				97
平成26年度 山陰海岸学習館機械警備業務委 託	465	平成27年度	43	平成28年度から 平成31年度まで	422				422
平成27年度 山陰海岸学習館清掃業務委託	4,293			平成28年度から 平成30年度まで	4,293				4,293
平成26年度 災害時給油所地下タンク製品備 蓄促進事業補助	1,036	平成27年度	259	平成28年度から 平成30年度まで	777				777
平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料	140,008	平成17年度から 平成27年度まで	59,363	平成28年度から 平成36年度まで	80,645				80,645
平成26年度 公営住宅管理委託	742,760	平成27年度	185,690	平成28年度から 平成30年度まで	557,070				557,070
平成27年度 県営住宅水道料金等使用料徴収 業務委託	6,695			平成28年度から 平成30年度まで	6,695			6,695	
平成27年度 県営住宅エレベータ点検業務委 託	48,132			平成28年度から 平成29年度まで	48,132			48,132	

※「山陰海岸学習館」は、平成28年度に「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に名称変更を行う。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度 県営住宅管理システム改修等業 務委託	12,740			平成28年度から 平成32年度まで	12,740				12,740
平成27年度 被災者向け民間賃貸住宅(借上 げ応急仮設住宅)賃借料	2,590			平成28年度から 平成30年度まで	2,590				2,590



## 平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明	
						区分	金額 千円		
1 分担金及び負担金			675,996	691,124	△15,128				
	1 負担金		675,996	691,124	△15,128				
		1 天神川流域下水道事業費負担金		675,996	691,124	△15,128	1 天神川流域下水道建設事業費負担金	62,250	
							2 天神川流域下水道管理事業費負担金	613,746	
2 使用料及び手数料			2,802	1,827	975				
	1 使用料		2,802	1,827	975				
		1 行政財産使用料		2,802	1,827	975	1 行政財産使用料	2,802	
3 国庫支出金			163,500	143,350	20,150				
	1 国庫補助金		163,500	143,350	20,150				
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金		163,500	143,350	20,150	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	163,500	
4 繰入金			1,880	10,414	△8,534				
	1 一般会計繰入金		1,880	10,414	△8,534				
		1 一般会計から繰入		1,880	10,414	△8,534	1 一般会計から繰入	1,880	
5 繰越金			125,082	129,744	△4,662				
	1 繰越金		125,082	129,744	△4,662				
		1 繰越金		125,082	129,744	△4,662	1 前年度繰越金	125,082	
6 諸収入			119	136	△17				
	1 雑入		119	136	△17				
		1 雑入		119	136	△17	1 雑入	119	
7 県債			64,000	59,000	5,000				
	1 県債		64,000	59,000	5,000				
		1 天神川流域下水道事業債		64,000	59,000	5,000	1 天神川流域下水道事業債	64,000	建設事業費充当
歳入合計			1,033,379	1,035,595	△2,216				

平成28年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課 (内線: 7402)

1 目 建設事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
流域下水道事業費	(債務負担行為) 194,000		(債務負担行為) 194,000	(債務負担行為) 128,500	(債務負担行為) 32,000 <21,504>	(債務負担行為) 32,750 (負担金)	(債務負担行為) 750	県負担額 21,784
	288,530	273,439	15,091	163,500	64,000	60,750	280	
トータルコスト	299,447千円 (前年度 284,310千円) [正職員: 1.4人]							
主な業務内容	補助金交付申請、工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	安全で快適に暮らせる大気・水・土壌環境づくりと持続可能な地下水利用を推進する。							

事業内容の説明

天神川流域下水道の処理場施設の改築及び幹線管渠の工事等に要する経費である。

(単位: 千円)

事業名		事業費	財源内訳				
			国費	起債	負担金	繰入金	
処理場	工事	付帯設備工事(脱臭設備改築)	116,400	77,600	19,400	19,400	0
		電気設備工事(脱臭設備改築)	9,600	6,400	1,600	1,600	0
	委託	付帯設備工事(脱臭設備改築) 工事監理業務委託	4,000	2,000	1,000	1,000	0
		脱水設備改築詳細設計業務委託	8,500	4,250	2,000	2,125	125
		水処理施設改築詳細設計業務委託 (ゲート・付帯設備)	4,500	2,250	1,000	1,125	125
処理場合計		143,000	92,500	25,000	25,250	250	
管渠	工事	幹線管渠更生工事	130,000	65,000	32,500	32,500	0
	委託	幹線管渠調査及び詳細設計業務委託	12,000	6,000	3,000	3,000	0
	管渠合計		142,000	71,000	35,500	35,500	0
合計		285,000	163,500	60,500	60,750	250	
内訳	工事		256,000	149,000	53,500	53,500	0
	委託		29,000	14,500	7,000	7,250	250
事務費		3,530	0	3,500	0	30	
全体合計		288,530	163,500	64,000	60,750	280	

単県流域下水道事業費	3,100	5,100	△2,000		(負担金) 1,500	1,600		
トータルコスト	6,999千円 (前年度 8,983千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	工事等発注							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

天神川流域下水道の幹線管渠の維持補修等に要する経費である。

(注) 起債額の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成28年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7402)

1 目 管理運営費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理運営費	59,986	49,047	10,939			(使用料) 2,802 (繰越金) 57,065 (雑入) 119		
トータルコスト	60,230千円 (前年度 49,232千円) [正職員: 1.8人]							
主な業務内容	工事等発注、関係先協議調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>修繕工事、財政計画策定業務委託、備品購入等、管理運営に要する経費及び一般職員2名分の人件費である。</p>								

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7400)

2 目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	繰入金										
業務費	558,753	579,434	△20,681			(負担金) 490,736 (繰越金) 68,017											
トータルコスト	560,313千円 (前年度 580,987千円) [正職員: 0.2人]																
主な業務内容	委託契約、流域下水道指定管理者との調整																
工程表の政策目標(指標)	-																
事業内容の説明																	
<p>終末処理場の施設・設備の保守管理、修繕、水質検査、諸設備の運転管理等について、指定管理者である公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に委託する。</p> <p>(1) 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)</p> <p>(2) 委託料の額 総額 2,902,592千円 年度別内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>578,367千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>579,434千円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>558,753千円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>581,699千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>604,339千円</td> </tr> </table>								平成26年度	578,367千円	平成27年度	579,434千円	平成28年度	558,753千円	平成29年度	581,699千円	平成30年度	604,339千円
平成26年度	578,367千円																
平成27年度	579,434千円																
平成28年度	558,753千円																
平成29年度	581,699千円																
平成30年度	604,339千円																

平成28年度天神川流域下水道事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課（内線：7400）

1目 元金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
元金	91,554	93,289	△1,735			91,554		
トータルコスト	91,554千円（前年度 93,289千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の元金償還に要する経費である。								

2款 公債費

1項 公債費

水・大気環境課（内線：7400）

2目 利子

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	繰入金	
利子	31,456	35,286	△3,830			31,456		
トータルコスト	31,456千円（前年度 35,286千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	償還金支払							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道建設事業の起債の利子償還に要する経費である。								

(単位:千円)

節	天神川流域下水道事業特別会計合計							
	1款 流域下水道事業費							
	1項 流域下水道建設事業費				2項 流域下水道管理事業費			
			1目 建設事業費		1目 管理運営費		2目 業務費	
1 報酬								
2 給料	7,498	7,498			7,498	7,498		
3 職員手当等	3,860	3,860			3,860	3,860		
4 共済費	2,788	2,788			2,788	2,788		
8 報償費								
9 旅費	1,020	1,020	480	480	540	540		
費用弁償								
普通旅費	1,020	1,020	480	480	540	540		
特別旅費								
10 交際費								
11 需用費	1,320	1,320	720	720	600	600		
12 役務費	1,830	1,830	1,010	1,010	820	820		
13 委託料	613,928	613,928	29,000	29,000	584,928	26,175	558,753	
14 使用料及び賃借料	2,160	2,160	1,420	1,420	740	740		
15 工事請負費	266,000	266,000	259,000	259,000	7,000	7,000		
16 原材料費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	1,520	1,520			1,520	1,520		
19 負担金、補助及び交付金	445	445			445	445		
20 扶助費								
21 貸付金								
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料	123,010							
24 投資及び出資金								
25 積立金								
26 寄付金								
27 公課費	8,000	8,000			8,000	8,000		
28 繰出金								
予備費								
計	1,033,379	910,369	291,630	291,630	618,739	59,986	558,753	
財源内訳	国庫支出金	163,500	163,500	163,500	163,500			
	地方債	64,000	64,000	64,000	64,000			
	その他	803,999	680,989	62,250	62,250	618,739	59,986	558,753
	繰入金	1,880	1,880	1,880	1,880			

(単位:千円)

節	款 項 目	天神川流域下水道事業			
		2款 公債費			
		1項 公債費		1目 元 金	2目 利 子
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料				
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料	123,010	123,010	91,554	31,456
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	123,010	123,010	91,554	31,456
財 源 内 訳	国庫支出金				
	地 方 債				
	そ の 他	123,010	123,010	91,554	31,456
	繰 入 金				

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
1款 流域下水道事業費		
2項 流域下水道管理事業費		
1目 管理運営費		
給 料	・一般職員	2人
負担金、補助 及び交付金	・日本下水道協会会費	445
2款 公債費		
1項 公債費		
1目 元金		
償還金、利子 及び割引料	・地方債元金償還金	91,554
2目 利子		
償還金、利子 及び割引料	・地方債利子償還金	31,456

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰入金
						国庫支出金	地方債	その他	
平成28年度 脱臭設備改築工事	千円 194,000		千円	平成29年度	千円 194,000	千円 128,500	千円 32,000	千円 32,750	千円 750



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			繰入金
						国庫支出金	地方債	その他	
平成25年度 天神川流域下水道管理委託	千円 2,902,592	平成26年度から 平成27年度まで	千円 1,157,801	平成28年度から 平成30年度まで	千円 1,744,791	千円	千円	千円 1,744,791	千円
平成27年度 天神川流量計遠方監視システム 運用管理保守業務委託	3,300			平成28年度から 平成30年度まで	3,300			3,300	

# 給 与 費 明 細 書

(1) 総 括

区分	職員数 (人)		給 与 費						共済費 (千円)		合計 (千円)		備考
			給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)						
本年度	2		7,498		3,714		11,212		2,788		14,000		
前年度	2		7,398		3,622		11,020		2,688		13,708		
比較	0		100		92		192		100		292		
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	本年度	232	0	132	1,730	1,064	240	148	0	0	144	0	
	前年度	242	0	130	1,688	1,002	242	154	0	0	140	0	
	比較	△ 10	0	2	42	62	△ 2	△ 6	0	0	4	0	
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)			
	本年度	2	0	0	0	0	0	0	22	0			
	前年度	2	0	0	0	0	0	0	22	0			
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

※職員数欄( )書は、予算定数外で外数

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	100	1 制度改正に伴う増減分	93 (1) 給与改定に伴う増分	93 給与改定の状況(平成28年1月以降適用) 給料月額を1.26%引上げ
		2 昇給に伴う増加分	88 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	88 平均昇給率 1.10%
		3 その他の増減分	△ 81 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 81
職員手当	92	1 制度改正に伴う増減分	68 (1) 期末手当	21 給与改定の状況(平成27年12月以降適用) 期末手当を0.03月分引上げ
			47 (2) 勤勉手当	47 勤勉手当を0.07月分引上げ
		2 その他の増減分	24 (1) 新陳代謝等に係る増分	24

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成28年1月1日現在	平均給料月額(円)	329,850
	平均給与月額(円)	372,075
	平均年齢(歳)	47.50
平成27年1月1日現在	平均給料月額(円)	354,700
	平均給与月額(円)	424,199
	平均年齢(歳)	48.00

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高 校 卒		147,400
大 学 卒		181,300
国 の 制 度	高 校 卒	144,600
	大 学 卒	176,700

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 2 8 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級	1	50.0
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 2 7 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級	1	50.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 昇給

区 分		行 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	2	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1
		3号給(人)	
		4号給(人)	1
		6号給(人)	
		8号給(人)	
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	
		3号給(人)	
		4号給(人)	1
		6号給(人)	
		8号給(人)	
	比 率 (B) / (A) (%)	50.0	



オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	1.955	2.145	4.1	有	
前 年 度	1.905	2.195	4.1	有	
国 の 制 度	2.025	2.175	4.2	有	

カ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構 成され、調整額は給料表、職務の級 等に応じ決定される。
国 の 制 度 ( 支 給 率 等 )	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(1~45%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構 成され、調整額は給料表、職務の級 等に応じ決定される。

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	配偶者の手当額10,500円
地 域 手 当	異 な る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	異 な る	自動車等使用者の手当額（通勤距離に応じ、2,200円～4,6,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
天神川流域下水道事業債	1,563,874	1,535,585	64,000	91,554	1,508,031
合 計	1,563,874	1,535,585	64,000	91,554	1,508,031

条例名等	鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 条例の新設理由 山陰海岸ジオパークにおける自然体験、教育普及活動、観光等の推進を図り、山陰海岸ジオパークの中核施設としての役割を担うため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館を岩美町に設置することに伴い、その設置及び管理について必要な事項を定める。</p> <p>2 条例案の概要</p> <p>(1) 目的(第1条関係) この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>(2) 設置(第2条関係) 山陰海岸ジオパークの豊かな自然に親しみ、その魅力を学び、体験できる場を提供するとともに、観光誘客を通じて自然を大切にすることを旨とするため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館(以下「自然館」という。)を岩美郡岩美町に設置する。</p> <p>(3) 開館時間等(第3条関係)</p> <p>①自然館の開館時間は、午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの間における土曜日については、午前9時から午後6時まで)とする。</p> <p>②知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。</p> <p>③知事は、前項の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</p> <p>(4) 休館日(第4条関係)</p> <p>①自然館の休館日は、次に掲げる日(7月1日から8月31日までの日を除く)とする。 ア 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その翌日(その日が休日である場合を除く。)) イ 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。) ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>②知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p> <p>③知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するとき、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</p> <p>(5) 行為の制限等(第5条関係)</p> <p>①自然館においては、次の行為をしてはならない。 ア 自然館の施設又は資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。 イ 許可を受けないで、資料を模写し、又は撮影すること。 ウ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。 エ 許可を受けないで物品を販売すること。 オ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。 カ 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為</p> <p>②知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然館への入館を拒み、又は学習館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(6) 措置命令(第6条関係) 知事は、自然館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(7) 規則への委任(第7条関係) この条例に定めるもののほか、自然館の管理に関する事項は、規則で定める。</p> <p>(8) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 山陰海岸ジオパークに親しみ、その魅力を学び、体験する機会を提供し、自然を大切にすることを育むとともに、観光の振興に寄与するため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（以下「自然館」という。）を岩美郡岩美町に設置する。

(開館時間)

第3条 自然館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第4条 自然館の休館日は、次に掲げる日（7月20日から8月31日までの日を除く。）とする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(行為の制限等)

第5条 自然館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 自然館の施設又は資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 許可を受けないで、自然館資料を模写し、又は撮影すること。

(3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(4) 許可を受けないで物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然館への入館を拒み、又は自然館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第6条 知事は、自然館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、自然館の管理に関する事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 環境省の「地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)を活用して造成された「とっとり発グリーンニューディール基金」について、国の補助事業が終了したことに伴い廃止する。 2 概要 鳥取県基金条例のうち「とっとり発グリーンニューディール基金」を廃止する。 3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
					25 とつ	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略					略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例等の一部改正について （鳥取県附属機関条例の一部改正）
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会は、氷ノ山一帯の観光振興、地域振興についての施策の方向性を提言することを目的に設置され、一定の方向性を取りまとめた。このため地元若桜町から発展改組としての新たな組織案が示されたため、本協議会を廃止する。  2 概要 知事の附属機関のうち鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会を廃止する。  3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。



鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項	鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
		鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会	氷ノ山一帯の観光振興及び地域活性化に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県附属機関条例等の一部改正について (鳥取県附属機関条例の一部改正)				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県の区域内における住民の住生活の安定の確保、向上の促進に関する基本的な計画として、鳥取県住生活基本計画の策定 (H28改訂) を行うにあたり、鳥取県住生活基本計画検討委員会を設置する。</p> <p>2 概要 [新設]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県住生活基本計画 検討委員会</td> <td>現行の鳥取県住生活基本計画の見直しに係る内容の検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 委員構成 (計12名)                      ・学識経験者 (地域・社会/建築/社会政策) : 各1名                      ・環境・まちづくり/住宅・建築/不動産/木造住宅/子育て/障がい者/高齢者/                      経済・民間/行政 (市町村) : 各1名</p> <p>(2) 検討内容                      人口減少、少子高齢化等、前回検討時からの社会経済情勢の変化、それに伴う国の住宅施策の方向性及び多様化する居住ニーズを踏まえた、鳥取県の住生活のあり方、必要な施策等について検討を行う。</p> <p>3 施行期日                      施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>	名称	調査審議する事項	鳥取県住生活基本計画 検討委員会	現行の鳥取県住生活基本計画の見直しに係る内容の検討
名称	調査審議する事項				
鳥取県住生活基本計画 検討委員会	現行の鳥取県住生活基本計画の見直しに係る内容の検討				

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
略		略	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条第1項に規定する事項	鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条第1項に規定する事項
鳥取県住生活基本計画検討委員会	住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第1項の規定により定める計画に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項は条例で定めるとされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 条例の名称を「鳥取県消費生活センター条例」に改める。 (2) 知事は、消費生活相談に関する事務を、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定受託者」という。)に委託する。 (3) 消費生活センターに、次の職員を置く。 ア 所長その他の所要の職員 イ 消費生活相談員その他の指定受託者の職員 (4) 知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向上を図るために必要があると認めるときは、指定受託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施その他の措置を講ずることを求めるものとする。 (5) 所長は、事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (6) その他所要の規定の整備を行う。 (7) 施行期日は、平成28年4月1日とする。 (8) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p><u>鳥取県消費生活センター条例</u></p>	<p><u>鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例</u></p>								
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、鳥取県消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立消費生活センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p>								
<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 <u>法第10条第1項の規定に基づき、鳥取県消費生活センター（以下「センター」という。）を米子市に置く。</u></p> <p>2 <u>センターに、消費生活相談を行う消費生活相談室を次のとおり置く。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部消費生活相談室</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>中部消費生活相談室</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>西部消費生活相談室</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	東部消費生活相談室	鳥取市	中部消費生活相談室	倉吉市	西部消費生活相談室	米子市	<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 <u>県民の消費生活の安定及び向上を図るため、鳥取県立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を米子市に置く。</u></p>
名称	位置								
東部消費生活相談室	鳥取市								
中部消費生活相談室	倉吉市								
西部消費生活相談室	米子市								
<p><u>(事務)</u></p> <p>第3条 <u>センターにおいては、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1) <u>法第8条第1項各号に掲げる事務その他の消費者安全の確保に関すること。</u></p> <p>(2) <u>消費者教育の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>生活関連物資の需給又は価格の安定に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、消費者の利益の擁護及び増進を図るために必要な事務</u></p>	<p><u>(業務)</u></p> <p>第3条 <u>消費生活センターは、次の各号に掲げる業務を行なう。</u></p> <p>(1) <u>消費生活に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。</u></p> <p>(2) <u>消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>商品の試験及び検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務</u></p>								
<p><u>(消費生活相談事務の委託)</u></p> <p>第4条 <u>知事は、センターの事務のうち消費生活相談及びこれに付帯する事務を、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定受託者」という。）に委託するものとする。</u></p>									

2 指定受託者が前項に規定する事務を行う期間は、知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（職員）

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長その他の所要の職員
- (2) 消費生活相談員その他の指定受託者の職員

（消費生活相談員の確保等）

第6条 知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向上を図るために必要があると認めるときは、指定受託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施その他の措置を講ずることを求めるものとする。

（情報の安全管理）

第7条 所長は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（規則への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの運営に関する事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正後の鳥取県消費生活センター条例第4条第1項に規定する事務を委託されている者は、平成29年3月31日までの間、同項の規定により当該事務を委託されたものとみなす。

条例名等	鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期は条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県建築審査会の委員の任期は、2年とする。 (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第10条 略</p> <p>(任期) <u>第10条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、再任されることができる。</u> <u>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u></p>	<p>(組織) 第10条 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



条 例 名 等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について				
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 高山団地を岩美町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。 2 概要 (1) 次の県営住宅を廃止する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山団地</td> <td style="text-align: center;">岩美郡岩美町大字高山</td> </tr> </tbody> </table> (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。	名 称	位 置	高山団地	岩美郡岩美町大字高山
名 称	位 置				
高山団地	岩美郡岩美町大字高山				

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
宝木団地	鳥取市気高町下光元	宝木団地	鳥取市気高町下光元
		<b>高山団地</b>	<b>岩美郡岩美町大字高山</b>
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 宇倍野第1 団地 宇倍野第2団地 西郷 団地 ほきもと団地 宝木団 地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西品治 団地 湖南団地 美穂第1団 地 美穂第2団地 円通寺団 地 国安南団地 宇倍野第1 団地 宇倍野第2団地 西郷 団地 ほきもと団地 宝木団 地	鳥取市
略		<b>高山団地</b>	<b>岩美町</b>
		略	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について																																											
提出理由	<p>1 提出理由 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)の施行及び「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」(平成21年国土交通省告示第209号)の改正に伴い、建築物の性能の認定等に係る事務について、新たに手数料を定める。</p> <p>2 概要 (1) 建築物のエネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等について新たに手数料を徴収する。</p>																																											
及び概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>適合証のない場合</th> <th>適合証のある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計画及び消費性能の認定</td> <td rowspan="2">住宅の用に供する建築物</td> <td>性能基準で評価</td> <td>31,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～257,000円(5,000㎡以上の場合)</td> <td>4,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～74,000円(5,000㎡以上の場合)</td> </tr> <tr> <td>仕様基準で評価</td> <td>16,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～143,000円(5,000㎡以上の場合)</td> <td>4,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～74,000円(5,000㎡以上の場合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅以外の用に供する建築物</td> <td>通常の計算方法、主要室入力法で評価</td> <td>208,000円(300㎡未満の場合)～799,000円(25,000㎡以上の場合)</td> <td>9,000円(300㎡未満の場合)～184,000円(25,000㎡以上の場合)</td> </tr> <tr> <td>モデル建物法で評価</td> <td>80,000円(300㎡未満の場合)～398,000円(25,000㎡以上の場合)</td> <td>9,000円(300㎡未満の場合)～184,000円(25,000㎡以上の場合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画の変更の認定</td> <td colspan="2">変更する部分</td> <td colspan="2">計画の認定に係る手数料の半額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">増加し、又は減少する部分</td> <td colspan="2">計画の認定に係る手数料と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適合証・・・法律により規定される省エネ性能の基準に適合する建築物の所有者が、登録建築物調査機関等に評価を依頼し、交付を受けることができるもの。</p> <p>(2) 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請について新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>適合証のない場合</th> <th>適合証のある場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建て住宅</td> <td>1件につき72,000円</td> <td>1件につき17,000円</td> </tr> <tr> <td>一戸建て住宅以外の住宅</td> <td>床面積に応じ1件につき147,000～4,631,000円</td> <td>床面積に応じ1件につき34,000～1,078,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適合証・・・法律により規定される省エネ性能の基準に適合する建築物の所有者が、登録住宅性能評価機関に評価を依頼し、交付を受けることができるもの。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>			区分		金額		適合証のない場合	適合証のある場合	計画及び消費性能の認定	住宅の用に供する建築物	性能基準で評価	31,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～257,000円(5,000㎡以上の場合)	4,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～74,000円(5,000㎡以上の場合)	仕様基準で評価	16,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～143,000円(5,000㎡以上の場合)	4,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～74,000円(5,000㎡以上の場合)	住宅以外の用に供する建築物	通常の計算方法、主要室入力法で評価	208,000円(300㎡未満の場合)～799,000円(25,000㎡以上の場合)	9,000円(300㎡未満の場合)～184,000円(25,000㎡以上の場合)	モデル建物法で評価	80,000円(300㎡未満の場合)～398,000円(25,000㎡以上の場合)	9,000円(300㎡未満の場合)～184,000円(25,000㎡以上の場合)	計画の変更の認定	変更する部分		計画の認定に係る手数料の半額		増加し、又は減少する部分		計画の認定に係る手数料と同額		区分	金額		適合証のない場合	適合証のある場合	一戸建て住宅	1件につき72,000円	1件につき17,000円	一戸建て住宅以外の住宅	床面積に応じ1件につき147,000～4,631,000円	床面積に応じ1件につき34,000～1,078,000円
区分		金額																																										
		適合証のない場合	適合証のある場合																																									
計画及び消費性能の認定	住宅の用に供する建築物	性能基準で評価	31,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～257,000円(5,000㎡以上の場合)	4,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～74,000円(5,000㎡以上の場合)																																								
		仕様基準で評価	16,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～143,000円(5,000㎡以上の場合)	4,000円(200㎡未満(1戸)の場合)～74,000円(5,000㎡以上の場合)																																								
	住宅以外の用に供する建築物	通常の計算方法、主要室入力法で評価	208,000円(300㎡未満の場合)～799,000円(25,000㎡以上の場合)	9,000円(300㎡未満の場合)～184,000円(25,000㎡以上の場合)																																								
		モデル建物法で評価	80,000円(300㎡未満の場合)～398,000円(25,000㎡以上の場合)	9,000円(300㎡未満の場合)～184,000円(25,000㎡以上の場合)																																								
計画の変更の認定	変更する部分		計画の認定に係る手数料の半額																																									
	増加し、又は減少する部分		計画の認定に係る手数料と同額																																									
区分	金額																																											
	適合証のない場合	適合証のある場合																																										
一戸建て住宅	1件につき72,000円	1件につき17,000円																																										
一戸建て住宅以外の住宅	床面積に応じ1件につき147,000～4,631,000円	床面積に応じ1件につき34,000～1,078,000円																																										

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u>（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p><u>ア 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画</u></p> <p>略</p> <p><u>イ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画</u></p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p>(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定 <u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u>（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>略</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>基準適合証の添付がある場合</th> <th>基準適合証の添付がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画</td> <td>1件につき 17,000円</td> <td>1件につき 72,000円</td> </tr> <tr> <td>2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの</td> <td>1件につき 34,000円</td> <td>1件につき 147,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの</td> <td>1件につき 55,000円</td> <td>1件につき 235,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額		基準適合証の添付がある場合	基準適合証の添付がない場合	1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき 17,000円	1件につき 72,000円	2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画			(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 34,000円	1件につき 147,000円	(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 55,000円	1件につき 235,000円		
区分	金額																			
	基準適合証の添付がある場合	基準適合証の添付がない場合																		
1 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき 17,000円	1件につき 72,000円																		
2 一戸建ての住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画																				
(1) 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 34,000円	1件につき 147,000円																		
(2) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 55,000円	1件につき 235,000円																		

(3) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 94,000円	1件につき 464,000円
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 182,000円	1件につき 832,000円
(5) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 341,000円	1件につき 1,430,000円
(6) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 634,000円	1件につき 2,646,000円
(7) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1件につき 904,000円	1件につき 3,781,000円
(8) 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1件につき 1,078,000円	1件につき 4,631,000円

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの（アに掲げるものを除く。） 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号アの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ウ 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画に係るもの（アに掲げるものを除く。）

(315の3) 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ その他のもの 変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号の表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

変更後の長期優良住宅建築等計画に応じ、前号イの表に定める額（長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）  
ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
略		

(イ)・(ウ) 略

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分のあるもの及び共用部分のないものを除く。）全体に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）  
ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証（低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類であって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち知事が定めるものが交付したものをいう。以下同じ。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
略		

(イ)・(ウ) 略

イ 共用部分のある共同住宅全体に係るもの（ア）に掲げるものを除く。） アの(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

ウ 住宅（共用部分を除く。）に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額

エ 住宅以外の用に供する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ウ)に定める額

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 一戸建ての住宅		
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき31,000円	1件につき4,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき35,000円	1件につき4,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）		
(1) 床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき63,000円	1件につき9,000円

ウ 共同住宅の共用部分以外の部分又は一戸建ての住宅に係るもの アの(ア)に定める額

エ 住宅以外の建築物全体に係るもの アの(ウ)に定める額

(315の6) 略

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき105,000円	1件につき18,000円
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき180,000円	1件につき41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき257,000円	1件につき74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号及び第315号の9において「簡易評価法の場合」という。）は、80,000円） 1件につき337,000円	1件につき9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	円（簡易評価法の場合は、134,000円）	1件につき25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき481,000円（簡易評価法の場合は、216,000円）	1件につき74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき592,000円（簡易評価法の場合は、282,000円）	1件につき116,000円
5 10,000平方メートル以上、25,000	1件につき700,000円（簡易評価法の	1件につき147,000



平方メートル未満	場合は、339,000円	
6 25,000平方メートル以上	1件につき799,000円（簡易評価法の場合は、398,000円）	1件につき184,000円

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 アの(ア)に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 アの(イ)に定める額

(315の8) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 増加する住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの(ア)に定める額

イ 変更後の住宅の用に供する部分の区分に応じ、前号アの(ア)に定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 変更後の非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する非住宅部分の床面積を加えた面積に応じ、前号アの(イ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
	建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合することを証する書類
	適合証の添付がある場合

	として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合	
1. 一戸建ての住宅		
(1) 床面積の合計が200平方メートル未満	1件につき31,000円（簡易評価法の場合は、16,000円）	1件につき4,000円
(2) 床面積の合計が200平方メートル以上	1件につき35,000円（簡易評価法の場合は、17,000円）	1件につき4,000円
2. 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。）		
(1) 床面積の合計が300平方メートル未満	1件につき63,000円（簡易評価法の場合は、30,000円）	1件につき9,000円
(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき105,000円（簡易評価法の場合は、52,000円）	1件につき18,000円
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき180,000円（簡易評価法の場合は、94,000円）	1件につき41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の	1件につき257,000円（簡易評価法の場合は、143,000円）	1件につき74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易評価法の場合は、80,000円）	1件につき9,000円

2	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	円) 1件につき337,000円(簡易評価法の場合は、134,000円)	1件につき25,000円
3	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	円) 1件につき481,000円(簡易評価法の場合は、216,000円)	1件につき74,000円
4	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	円) 1件につき592,000円(簡易評価法の場合は、282,000円)	1件につき116,000円
5	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	円) 1件につき700,000円(簡易評価法の場合は、339,000円)	1件につき147,000円
6	25,000平方メートル以上	円) 1件につき799,000円(簡易評価法の場合は、398,000円)	1件につき184,000円

イ 住宅の用に供する建築物(非住宅部分を有するものを除く。)に係るもの アの(ア)に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの アの(イ)に定める額

(316)～(328) 略

2 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を無償で譲渡すること (県営住宅高山団地) について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" data-bbox="264 622 1391 902"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅</td> <td>土 地</td> <td>岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆</td> <td>2890.00平方メートル</td> </tr> <tr> <td>高山団地</td> <td>建 物</td> <td>岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆</td> <td>10棟 (10戸) 810.18平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 岩美郡岩美町大字浦富675番地1 岩美町</p> <p>(3) 理 由 県営住宅高山団地は、既に岩美町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、岩美町に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 平成28年4月1日</p>	団地名	種 類	所 在 地	数 量	県営住宅	土 地	岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆	2890.00平方メートル	高山団地	建 物	岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆	10棟 (10戸) 810.18平方メートル
団地名	種 類	所 在 地	数 量										
県営住宅	土 地	岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆	2890.00平方メートル										
高山団地	建 物	岩美郡岩美町大字高山薬師免 142番8ほか4筆	10棟 (10戸) 810.18平方メートル										

条 例 名 等	鳥取県税条例等の一部改正について (鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 鳥取県税条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。  2 概要 (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例中引用する鳥取県税条例の条項を改める。  (2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

鳥取県税条例等の一部改正について

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第24条の16 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第<u>137条第2項第4号</u>又は第<u>137条の2第2項第1号</u>に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第24条の16 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第<u>137条第4号</u>又は第<u>137条の2第1項第1号</u>に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。